

1 議 事 日 程

(平成29年第4回久山町議会臨時会)

平成29年10月6日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 副議長の選挙

追加日程第2 議席の指定

追加日程第3 会議録署名議員の指名

追加日程第4 会期の決定

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

追加日程第8 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

追加日程第9 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

追加日程第10 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番 山野久生

2番 清永義弘

3番 有田行彦

4番 佐伯勝宣

5番 松本世頭

6番 本田光

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番 清永義弘

3番 有田行彦

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 久芳菊司

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

総務課長 實淵孝則

健康福祉課長 物袋由美子

会計管理者 松原哲二

上下水道課長 國寄和幸

町民生活課長 森裕子

— 平成29年10月臨時会 —

経営企画課長	安 倍 達 也	魅力づくり推進課長	矢 山 良 寛
教 育 課 長	久 芳 義 則	税 務 課 長	佐々木 信 一
田園都市課長	川 上 克 彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	中 原 三千代	議会事務局書記	山 本 恵理子
総務課主査	今 任 邦 徳		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議会事務局長（中原三千代君） おはようございます。

事務局長の中原と申します。

本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の久芳正司議員を御紹介いたします。久芳議員、議長席へ移動お願いいたします。

○臨時議長（久芳正司君） おはようございます。

ただいま紹介されました久芳正司でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから平成29年第4回久山町議会10月臨時会を開催いたします。

まず初めに、町長より御挨拶をお受けいたします。よろしくをお願いいたします。

○町長（久芳菊司君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに10月の臨時議会を招集しましたところ、議会全員の皆様に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

そしてまた、ここに御参集の10名の議員の皆様におかれましては、去る9月24日に举行されました久山町の町議会議員選挙において見事当選の栄に浴されましたことを、職員一同心からお喜び申し上げます。どうか、これからはともに久山町の発展のため、そしてまた町民の皆様の福祉向上のために、御尽力、そしてまた御協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

今、日本の国内は安倍総理の突然の衆議院の解散宣言によりまして、いろんな政党の動き、あるいは立候補予定者の動きが活発になり、本当に騒がしくなっている状況でございます。今回の選挙は、国民にとっても、そしてまた私たちの地方地方自治を運営にするにあっても、大変大きくかかわってくる大切な国政選挙であると思っております。我々有権者は真摯に、本当にふさわしい候補者に対して1票を投じる必要があるのではないかと考えます。

さて、本議会に御提案します案件は、今回の衆議院議員選挙にかかわる予算の経費が必要となりましたので、緊急に予算措置をする状態になってきましたので、専決処分をいたしました。これにかかわる専決処分につきましての御承認をいただく案件のみでございます。後ほど、担当者のほうから詳細について御説明を申し上げますので、御審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（久芳正司君） ありがとうございます。

これより議会構成にかかわる会議を開きますので、執行部は一時退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○臨時議長（久芳正司君） 直ちに本日の会議を始めます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（久芳正司君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（久芳正司君） 次は、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口は閉鎖されております。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（久芳正司君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人の指名をします。

久山町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番清永義弘議員及び8番只松秀喜議員を指名します。

投票用紙をお配りください。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

（「そのまま入れとっていいですか。誰も書く人いませんから」「投票の順番が来ますので、それまでお待ちください」

「わかりました」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久芳正司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久芳正司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（久芳正司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が投票箱を持ち回りますので、2番議員より順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（久芳正司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久芳正司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番清永義弘議員及び8番只松秀喜議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（久芳正司君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 9票

無効投票 1票

有効投票のうち

阿部 文俊議員 5票

有田 行彦議員 3票

久芳 正司議員 1票

以上のとおりです。

法定得票数は有効投票総数の4分の1ですので、この選挙の法定得票数は2.25票であります。よって、阿部文俊議員が議長に当選されました。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（久芳正司君） ただいま議長に当選された阿部文俊議員が議場におられます。久山町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

阿部文俊議員、議長当選の承諾の挨拶をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙により久山町議会議長の重職に就くことになりました。誠に光栄の至りでございます。

私は誠意を尽くして事に当たり、公正を旨として議会の円満なる運営を図り、ますますの町政の進展と地方自治の発展のために最善の努力をいたす所存であります。ここに議員各位の一層の御支援と御協力をお願いいたし就任の挨拶とさせていただきます。

（「なんだ、もう決まっとったんか」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久芳正司君） これで私の臨時議長としての職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

阿部文俊議員、議長席にお着きお願いいたします。

〔議長交代〕

○議長（阿部文俊君） 臨時議長の久芳正司議員には、臨時議長の任務を見事にお務めいただきましてありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時45分

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 会議を再開いたします。

本日のこれからの議事日程は、お手元の追加議事日程第1号追加1のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 副議長の選挙

○議長（阿部文俊君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口は閉鎖されています。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部文俊君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人の指名をします。

久山町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番清永義弘議員及び8番只松秀喜議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部文俊君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） なしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部文俊君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が投票箱を持ち回りますので、1番議員より順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（阿部文俊君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番清永義弘議員及び8番只松秀喜議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（阿部文俊君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数と合致いたします。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

山野 久生議員 5票

松本 世頭議員 3票

久芳 正司議員 1票

只松 秀喜議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は有効投票総数の4分の1です。2.5票であります。よって、山野久生議員が副議長に当選されました。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部文俊君） ただいま副議長に当選されました山野久生議員が議場におられます。

久山町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

山野久生議員、副議長当選の承諾の挨拶をお願いします。

○副議長（山野久生君） 御挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様方の御推挙によりまして久山町議会副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感いたしておる次第でございます。幸いにしまして、阿部文俊議長のもと、議会が公正に、しかも円満に運営されますよう及ばずながら誠心誠意努力してまいりたいと存じております。皆様方の絶大なる御支

援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが就任と御挨拶とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第2 議席の指定

○議長（阿部文俊君） それでは、追加日程第2、議席の指定を行います。

久山町議会会議規則第4条第1項の規定により、議員の議席は一般選挙後初の会議において議長が定めることになっておりますが、従来から抽せんにより議席の決定がなされておりますので、抽せんによりたいと思います。

また、従来から議長が最終議席、副議長が1番議席となっておりますので、2番議席から9番議席で、直ちに抽せんを行います。

事務局長がくじを持ち回ります。

〔抽せん〕

○議長（阿部文俊君） 抽せんの結果を事務局より報告いたします。

事務局長。

○議会事務局長（中原三千代君） それでは、議席の抽せん結果を報告いたします。

1番山野久生副議長、2番清永義弘議員、3番有田行彦議員、4番佐伯勝宣議員、5番松本世頭議員、6番本田光議員、7番阿部哲議員、8番只松秀喜議員、9番久芳正司議員、10番阿部文俊議長です。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 久山町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま事務局長報告のとおり議席を指定いたします。

それぞれの指定の議席に移動お願いいたします。

〔議席移動〕

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 次は、追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定によって、2番清永義弘議員及び3番有田行彦議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 追加日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。



本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 常任委員の選任

○議長（阿部文俊君） 次は、追加日程第5、常任委員の選任を行います。

久山町議会委員会条例第6条第4項の規定により常任委員は議長が会議に諮って指名することになっておりますが、従来から皆様に希望をとり、正副議長において調整させていただきます。

各常任委員会の所管を事務局長が説明します。

事務局長。

○議会事務局長（中原三千代君） 御説明いたします。

常任委員会の設置の根拠法令は、地方自治法第109条第1項の規定であり、これに基づき、久山町議会委員会条例で第1委員会及び第2委員会が設置されております。

第1委員会は定数5名で、所管は、行政の総合管理に関する事務、総務課、経営企画課、税務課、健康福祉課、町民生活課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員に関する事務でございます。第2委員会は定数5名で、所管は町政の総合企画振興、開発及び建設に関する事務、田園都市課、魅力づくり推進課、上下水道課、農業委員会に関する事務でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ただいまより休憩に入りますので、記入された希望申出書を机の上に置いてください。

できるだけ御希望に沿うよう考慮いたしますが、御希望に沿えない場合は何とぞよろしくお願いいたします。

これで。

（3番有田行彦君「議長」と呼ぶ）

はい。

○3番（有田行彦君） 定数がオーバーした委員会の、例えば第1委員会が定数オーバーですとか、何名オーバーですとか、これを事前に言っていたきたい。

以上です。

○議長（阿部文俊君） わかりました。

今、有田議員のほうから定数がオーバーした場合は、もう一度諮っていただきたいということでありましたので、それで報告したいと思います。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時17分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様からの希望申出書を十分尊重して検討いたしました。

先ほど有田議長さんのほうから、

（3番有田行彦君「議長じゃない」と呼ぶ）

あった中にオーバーした場合はどうされますかということに対しまして報告いたします。

第1委員会と第2委員会分かれたときに、第1委員会のほうが4名、第2委員会のほうが6名ということで、ほぼ希望どおりのことになってはいますが、一人だけどうしても第2のほうオーバーしましたので、一人だけ第1委員会のほうに回っていただきました。

ということで、今お手元にありますように、第1委員会申し上げます。久芳正司議員、阿部文俊、松本議員、只松秀喜議員、佐伯勝宣議員。

第2委員会、本田光議員、有田行彦議員、阿部哲議員、清永義弘議員、山野久生議員ということになりました。

以上をもちまして報告いたしますけれども、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで休憩をし、両委員会において、正副委員長の互選をお願いいたしたいと思えます。

なお、決定次第会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、報告させていただきます。

第1 委員長 只松秀喜議員、副委員長 久芳正司議員。

第2 委員長 阿部哲議員、副委員長 清永義弘議員。

以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（阿部文俊君） 次は、追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

久山町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員は議長が会議に諮って指名することとなっております。久山町議会委員会条例第4条第2項の規定により、委員の定数は4名です。

お諮りします。

議会運営委員に、只松秀喜議員、阿部哲議員、久芳正司議員、清永義弘議員の4名を指名したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。この間に議会運営委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時09分

再開 午後1時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、次の報告が手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員長 阿部哲議員、副委員長 只松秀喜議員。

以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

○議長（阿部文俊君） 次に、追加日程第7、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に阿部哲議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました阿部哲議員を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。したがって、阿部哲議員が糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました。

ただいま糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました阿部哲議員が議場におられますので、久山町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第8 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

○議長（阿部文俊君） 次は、追加日程第8、北筑昇華苑組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決

定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

北筑昇華苑組合議会議員に山野久生議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山野久生議員を北筑昇華苑組合議会議員の当選人と決定することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。したがって、山野久生議員が北筑昇華苑組合議会議員に当選されました。

ただいま北筑昇華苑組合議会議員に当選されました山野久生議員が議場におられますので、久山町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第9 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

○議長（阿部文俊君） 次は、追加日程第9、粕屋南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

粕屋南部消防組合議会議員に、私、阿部文俊と清永義弘議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました、私、阿部文俊と清永義弘議員を粕屋南部消防組合議会議員の当選人と決定することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。したがって、私、阿部文俊と清永義弘議員は粕屋南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま粕屋南部消防組合議会議員に当選した、私、阿部文俊と清永義弘議員が議場におられますので、久山町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時24分

再開 午後1時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） それでは、再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第10 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（阿部文俊君） 追加日程第10、議案第59号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成29年度久山町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成29年9月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議事に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額48億5,092万7,000円に、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙費として歳入歳出それぞれ548万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,641万6,000円とするものでございます。

財源となります歳入は、全額県委託金でございます。

詳細につきましては、町民生活課長が議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 議案の上程は終わりました。

ここで一旦休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時41分

再開 午後 2 時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議に入ります。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

議案第59号専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

議会運営委員長から、久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出書が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、

—— 平成29年10月臨時会 ——

議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成29年第4回久山町議会10月臨時議会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後 2時03分